



令和 8 年 9 月 1 4 日
国土交通省中部地方整備局

建設業者に対する監督処分について

中部地方整備局は、株式会社オータケに対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は、別紙のとおりです。

<配布先>

中部地方整備局記者クラブ

<問合せ先>

建政部 建設産業課

課長 さとう 佐藤 まこと 誠・課長補佐 いぶか 井深 ひろゆき 浩之

電話番号：052（953）8572

FAX番号：052（953）8606

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分を行いました。

記

1. 被処分業者

株式会社オータケ

所在地：愛知県名古屋市中区丸の内2-1-8

許可：国土交通大臣許可（般-7）第28201号

代表者：金戸 俊哉

2. 監督処分の内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - ① 次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ・ 下記3. 処分理由のとおり、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせたことは、同項の規定に違反するものであること。
 - ・ 今後、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせないこと。
（公共発注工事は全面禁止。民間発注工事のうち、共同住宅を新築する建設工事以外の工事については、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面承諾を得た場合は除く。）
 - ② 上記①の決議及び今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。
 - ③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - ④ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を図ること。
 - ⑤ 次の事について、今回の違反行為が認められた建設工事の請負契約に関わった直近上位の元請負人及び直近下位の下請負人に通知すること。
 - ・ この処分を受けたこと及びこの指示書の内容
 - ・ 前記①から④に基づいて採った措置
- 2 上記1①から⑤について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

株式会社オータケは、遅くとも令和3年9月以降に同社が請け負った複数の民間発注工事において、外形上は技術者が配置されていたものの、工事施工中の工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導などが行われていなかったことから、施工に実質的に関与していると認められない状況にあり、その請け負った建設工事を一括して下請負人に請け負わせた事実が認められた。

このことは、建設業法第22条第1項に違反し、建設業法第28条第1項第4号に該当すると認められる。